

2024(令和6)年1月吉日

三光鳥

ケンコウチョウ

静岡法律事務所グループニュース NO.7



発行

静岡法律事務所・弁護士法人静岡法律事務所
静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所
弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス

代表連絡先：静岡法律事務所

〒420-0867

静岡市葵区馬場町43-1

電話 054-254-3205

FAX 054-253-5009

<http://shizu-law.jp>



静岡法律事務所グループは静岡県内最大の法律事務所グループとして、皆様のお役に立てるべく日々努力しています。

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。本年も宜しくお願ひ申し上げます。

さて、静岡法律事務所は、昨年12月に、丸山大貴・末高裕之両弁護士を迎えるました。丸山大貴弁護士は東京都出身、末高裕之弁護士は静岡県富士市出身で、いずれも昨年12月に司法修習を終えた新進気鋭の弁護士です。両弁護士を迎えて、当事務所は、益々充実したリーガルサービスを皆様方に提供できるよう一層精進してまいります。

また、所長大多和の日本弁護士連合会副会長の任期も、残り3か月となりました。最後まで暖かく見守っていただければ幸いです。

静岡法律事務所 弁護士・事務局一同



所長伊藤が静岡法律事務所を退所し、ふたば法律事務所を設立してから、本年3月で満15年となります。この間、弁護士法人静岡法律事務所の設立に参加し、ふたば法律事務所は、「静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所」となり、同時に静岡法律事務所から吉川友朗弁護士を迎え、弁護士2人体制となりました。

令和2年9月から2年以上にわたって、産科の新生児の重大な医療事故の損害賠償請求訴訟を2人行い、吉川弁護士の活躍もあって良い結果を得ることが出来ました。所長伊藤は本年4月で76歳となります。残り少なくなった弁護士生活を、静岡地裁におけるストップ・ザ・リニアの訴訟勝訴のために、全力を傾けたいと考えます。

本年もよろしくお願ひいたします。

静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所 弁護士・事務局一同



新年明けましておめでとうございます。

早いもので、三島オフィスも開設から2年目を迎えることになりました。

静岡県東部での当事務所の知名度はまだ高いとはいえないですが、それでも毎週金曜日の夜に実施している無料法律相談については、開設から1年半の間に90組以上の方にご利用頂くことができました。単曜日の無料相談としてはまずはまずまずの実績ではないかと考えます。

今後も、地域に根ざした、身近で相談しやすい法律事務所を目指して努力し続ける所存です。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス 弁護士・事務局一同



このたび、静岡法律事務所に入所しました弁護士の丸山大貴(まるやま だいき)です。

出身は東京ですが、静岡で司法修習を行う中で、ご縁あって弊所で働く運びとなりました。

地域市民、中小企業の皆様が抱える悩み、困難と一緒に親身になって考え、最適な形で解決することができるよう日々励んでまいります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士 丸山 大貴



このたび、静岡法律事務所に入所いたしました弁護士の末高裕之(すえたかひろゆき)です。

出身地である静岡で弁護士として活動できることを大変うれしく思います。人は誰でも困難に直面することがあると思います。その際に依頼者に寄り添い、相談して良かったと思われる弁護士を目指していく所存です。どうぞ宜しくお願ひいたします。

弁護士 末高 裕之

入所のご挨拶

無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できること、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご活用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約下さい。

特集

インターネット上の発信者情報の開示請求について



弁護士 金光誉樹

近年、匿名での「誹謗中傷」投稿が社会問題化するようになりました。この問題と関連して、今回は、2022(令和4)年10月に施行されたいわゆるプロバイダ責任制限法の改正点について紹介します。

1 改正点の概要

(1) 新たな裁判手続(非訟手続)の創設

改正前のプロバイダ責任制限法に基づいて発信者を特定するには、①SNS事業者が管理するIPアドレス(発信者のネット上の住所)を取得する、②IPアドレスで判明したプロバイダー(ネット接続業者)に発信者の氏名や住所(契約者情報と呼ばれます)の開示を求める、といった2段階の訴訟手続が必要でした。そこで、発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)として、「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」(第4章)が新たに創設されました。また、裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令という命令が設けられました。

(2) 開示請求を行うことができる範囲の見直し

たとえば、X(旧:Twitter)やインスタグラム等のログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保全されない場合には、発信者の特定に必要となる場合にはログイン時の通信記録に係る情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲について見直しがされました。

2 改正後の現状

従来は2回の裁判上の訴訟手続が必要だったのが、改正法で導入された新制度によって1回の非訟手続で迅速に審理されるようになりました。改正後の新制度による申立件数も、改正前の制度に基づく申立件数と比較すると増加傾向にあります。

他方で、改正後の新制度による発信者情報の開示請求は実務家の間でも試行錯誤が続いており、実務上の課題も新たに出てきているのが現状です。

ひとこと

ウクライナでの戦闘が終わらない。イスラエルによるガザ攻撃は、もはや自衛権の範囲を超えた侵略で国際人道法違反ではないか。戦争で犠牲になるのは、いつも市民、子どもたち。一度始まった戦争の終わらせ方は難しい。平和憲法下の日本の平和のありがたさを噛みしめながら、戦争にしない努力の重要さを痛感する！

【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額(主として月額3万円~)の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を隨時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになり、また継続的な関係の中で、顧問会社(組合)の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイスが可能となります。

さらに顧問会社(組合)の紹介による初回の相談料は無料ですし、契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社(組合)の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員(組合員)への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

無料法律相談

【静岡法律事務所】 054-254-3205

火曜相談・木曜相談 18時 ~20時
土曜相談・日曜相談 13時半~16時

【静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所】

静岡市葵区鷹匠1-4-1 佐野ビル3F

〒420-0839 054-205-2250

毎月第2金曜日 18時 ~20時

毎月第4土曜日 13時半~16時

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

〒411-0848 静岡県三島市緑町5-21

金曜相談 18時~20時 055-943-5350

静岡法律事務所グループの事務所と所属弁護士

静岡法律事務所グループは、3つの法律事務所とそれを繋ぐ弁護士法人静岡法律事務所からなる県内最大の法律事務所グループです。

【静岡法律事務所】

弁護士 大多和 晓	弁護士 望月 正人	弁護士 池田 剛志	弁護士 植松 真樹
弁護士 古澤一樹	弁護士 菅野 雄児	弁護士 伊東 達也	弁護士 桐山 圭悟
弁護士 上野 哲郎	弁護士 小川 寛大	弁護士 窪田 幹洋	弁護士 金光 誉樹
弁護士 丸山 大貴	弁護士 末高 裕之		

【静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所】

弁護士 伊藤 博史 弁護士 吉川 友朗

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

弁護士 井上 将宏



三光鳥(ケンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギビタキ科に分類される鳥です。

鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホシ(星)、ホイホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題といたしました。

